

**岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金  
申請要領（省工不設備導入事業）**

令和6年9月

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課

## 0. はじめに

本要領は、「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金（省エネ設備導入）交付要綱」を対象としたものです。「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金（再エネ設備導入事業）」の申請要領とは異なりますのでご注意ください。

## 1. 事業の目的

エネルギー価格高騰への対応、さらには 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、事業者は、効果的な省エネ対策による恒久的な取組が急務ですが、これらの設備投資には多額の費用が必要となります。

そこで、省エネ効果の高い設備を支援することにより、県内事業者の脱炭素化とエネルギーコスト低減を図ることを目的とします。

## 2. 補助対象事業

エネルギー利用の効率化が図られる設備を導入する事業

## 3. 補助事業者〔交付要綱第3条〕

補助金の交付の対象となるのは、次に掲げる要件をいずれも満たす者です。

- (1) 県内に本社又は事業所を有する中小企業等であること（個人事業主にあつては、青色申告者に限る。）。
- (2) 年間のエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500k1 以上の事業所を有する中小企業者である場合は、みなし大企業でないこと。
- (3) 県税の未納がないこと。
- (4) 補助対象事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められるものであること（直近の決算において債務超過でないこと。）。
- (5) リース契約により補助対象事業を実施する場合は、リース事業者が共同事業者となっていること。
- (6) リース契約により補助対象事業を実施する場合は、リース事業者ではなく補助事業者が中小企業等であること。

各定義は下記のとおり。

<中小企業者>

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

<中小企業等>

次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 中小企業者
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する会社に該当しないもので、前年度又は直近 1 年間のエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500k1 未満の事業所を有する法人その他の団体（社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）等を除く。）

<中小企業者>

具体的には次の表のとおり。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

#### <みなし大企業>

次のいずれかに該当する企業をいう。

- ① 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者(資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業者に該当する場合を除く。)
- ② 交付申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

#### <省エネルギー診断>

省エネルギーに関する専門知識を有する者が事業所を訪問し、当該事業所におけるエネルギーの使用状況、設備の運転状況等を調査するとともに、当該調査結果に基づき省エネルギー対策を提案するものであって、知事が認めるもの。

### 4. 補助対象経費〔交付要綱第3条〕

- ・ 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、下表のとおりです。

区分	内容
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造又は据付け、既存設備の撤去等に要する経費
工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費

- ・ 次の経費は補助対象外となります。
  - ① 消費税及び地方消費税相当額
  - ② エネルギー利用の効率化と関係がない機能等の追加(オプション)に係る経費
  - ③ 中古設備の導入に係る経費
  - ④ 内訳が不明瞭な経費

### 5. 補助事業の要件〔交付要綱第3条〕

- ・ 交付申請までに、補助対象事業を実施しようとする事業所等において、**省エネルギー診断**(補助対象事業の実施年度以前4年度の間の実施したもの)(以下、「省エネ診断」という。)を受診してください。

#### [知事が認める省エネ診断]

団体名	令和6年度の事業名	リンク
(一財)省エネルギーセンター	省エネ最適化診断	<a href="https://www.shindan-net.jp/">https://www.shindan-net.jp/</a>

(一社) 環境共創イニシアチブ	省エネルギー診断拡充事業	<a href="https://shoeshindan.jp/">https://shoeshindan.jp/</a>
(一社) 環境共創イニシアチブ	省エネお助け隊	<a href="https://www.shoene-portal.jp/">https://www.shoene-portal.jp/</a>
(一財) 岐阜県公衆衛生検査センター	岐阜県地域エネルギー利用最適化取組支援事業	<a href="https://gifu-datsutanso.jp/support">https://gifu-datsutanso.jp/support</a>

- ・ リース契約により補助対象事業を実施する場合は、補助金額相当分をリース料金から控除してください。
- ・ 補助対象設備は、以下の要件を満たしてください。
  - ① 知事が認める省エネ診断において、「設備投資」や「投資改善」の提案を受けたものであること。（「運用改善」の提案を受けたものに対して事業を実施する場合は、補助対象となりません。）
    - ※ 原則、知事が認める省エネ診断に基づく設備を導入し、その効果を示す事業を補助対象としますが、当該省エネ診断による提案以上の設備を導入する場合でも、その導入効果の算定根拠を説明できる場合には、補助対象とすることが可能ですので、申請の際には、事前にご相談ください。
  - ② (設備更新の場合) 更新前後で使用用途が同じであること。
  - ③ 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。（既存設備の更新の場合、既存設備を撤去すること。）
  - ④ 中古品でないこと。

## 6. 補助率・補助限度額・補助金の額〔交付要綱第3条〕

- ・ 補助率及び補助限度額は下記のとおりです。
- ・ 補助金は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額を予算の範囲内で交付します。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

補助率	補助限度額
1/3以内	上限：10,000千円 下限：300千円

## 7. 手続きの流れ

### (1) 交付申請

#### ① 申請期間

<p>[1次募集] (終了しました) 令和6年3月28日(木)～令和6年4月26日(金)</p> <p>[2次募集] (終了しました) 令和6年7月1日(月)～令和6年7月31日(水)</p> <p>[3次募集] 令和6年9月17日(火)～令和6年10月15日(火)</p>
---

※予算の状況により、追加で募集を行う場合があります。  
※締め切り毎に審査を行います。

② 提出書類

番号	提出書類名
1	交付申請書 [第 1 号様式]
2	事業計画書 [別紙 1]
3	誓約書 [別紙 2]
4	省エネ診断結果 (報告書) ※補助対象事業の実施年度以前 4 年度の間に実施したものが対象となります。
5	導入効果の根拠資料 ・ 別紙 1 に記載の導入効果の算定根拠がわかる資料を提出してください。
6	県税の納税証明書 (未納の徴収金がないことの証明)
7	登記事項証明書 ・ 発効後 3 カ月以内の登記事項証明書を提出してください。 ・ 共同申請の場合 (リース契約の場合) は、共同申請者についても同様に取得し、提出してください。 ・ 個人事業主の場合、住民票の写しを提出してください。
8	直近の財務諸表の写し ・ 「貸借対照表及び損益計算書」を法人名が記載された表紙をつけて提出してください。 ・ 個人事業主の場合、直近の確定申告書 B (マイナンバー部分を必ず黒塗りにすること) 及び所得税青色申告決算書の写しを提出してください。電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム (e-Tax) で確認できる受信結果 (受信通知) のスクリーンショットを併せて提出してください。
9	見積書 ・ 原則発行後 3 カ月以内のもの ・ 設備費及び工事費の内訳、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳がわかるようにしてください。(内訳が不明瞭な経費は対象外となりますのでご注意ください。) ・ 値引きがある場合は、原則として値引き後の金額を記載してください。(値引きの記載がある場合、どの項目から値引きされているか明示してください。)
10	導入設備のカタログ等 ・ 型番や仕様 (エネルギー消費効率等) が確認できるもの
11	会社概要 ・ 会社案内パンフレット等
12	その他知事が必要と認める書類 ・ (設備更新の場合) 現況設備の状況がわかる写真 ・ (新規導入の場合) 導入予定箇所の現状を示す写真 ・ 口座振込依頼書兼債権者登録 (変更) 票 下記より様式をダウンロードの上、提出してください。 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html</a> ※以前に県に提出したことがあり、その内容 (社名、代表者名、口座等) に変更がなければ提出不要です。 ・ リース契約の場合、リース料から補助金相当額が減額されていることがわかるリース料金計算書案及びリース契約書案 ・ 自己所有でない建物等に設備を設置する場合、建物の所有者の承諾書等 ・ (追加評価項目に該当する場合) 実施状況がわかる書類

### ③ 提出方法

- 下記のメールアドレス宛にご提出ください。なお、提出にあたっては、メールの件名を「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金（申請者名）」としてください。

岐阜県商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係  
[c11351@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11351@pref.gifu.lg.jp)

### ④ 審査

- 交付申請書の提出後、県は補助要件を満たすものであるかの審査を行います。その後、申請額が予算を上回る場合については、下記の点を評価の上、補助対象事業者を決定します。

<評価項目>

- ア：エネルギー削減量
- イ：エネルギー削減率
- ウ：経費あたりエネルギー削減量

以下の項目に該当する場合には追加の評価を行います。

<追加評価項目（企業取組関連）>

- 再エネ100宣言 RE Action への参加事業者
- SBT（Science Based Targets/科学的根拠に基づく目標）の認定事業者
- パートナーシップ構築宣言登録・公表事業者

## （2）事業の実施

- 審査の結果、補助金の交付を決定した場合、交付決定通知書を送付します。
- 交付決定通知書の送付後に、補助事業に着手し、契約・発注等を行ってください。  
※補助事業の着手は、原則、交付決定のあった日以後でなければなりません。やむを得ない事由があり、事前に着手する必要がある場合は、事前着手届を交付申請書に添付して提出してください。
- 補助対象事業の経費配分の変更をする場合、あらかじめ事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）を提出し、承認を受けてください。
- 補助対象事業の内容の変更をする場合、あらかじめ事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）を提出し、承認を受けてください。
- 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに県にご相談ください。

## （3）実績報告

- 導入した設備等を検収の上、調達先等に対して支払いが完了した時点をもって、補助対象事業の完了とします。
- 補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日までのいずれか早い日までに、実績報告書に係る書類を添えて提出してください。

## ① 提出書類

番号	提出書類名
1	実績報告書 [第7号様式]
2	事業報告書 [別紙3]
3	補助対象事業の実施状況が確認できる書類 ・ 導入設備の写真 ※交付申請時と同じアングルから撮った写真としてください。 ・ 導入設備の型番や台数が確認できる写真
4	支払関係書類 ・ 発注書 (契約書) ・ 納品書 ・ 請求書 ・ 代金の支払いが確認できる書類
5	その他知事が必要と認める書類 ・ リース契約の場合、リース料から補助金相当額が減額されていることを証明できる書類及びリース契約書

## ② 提出方法

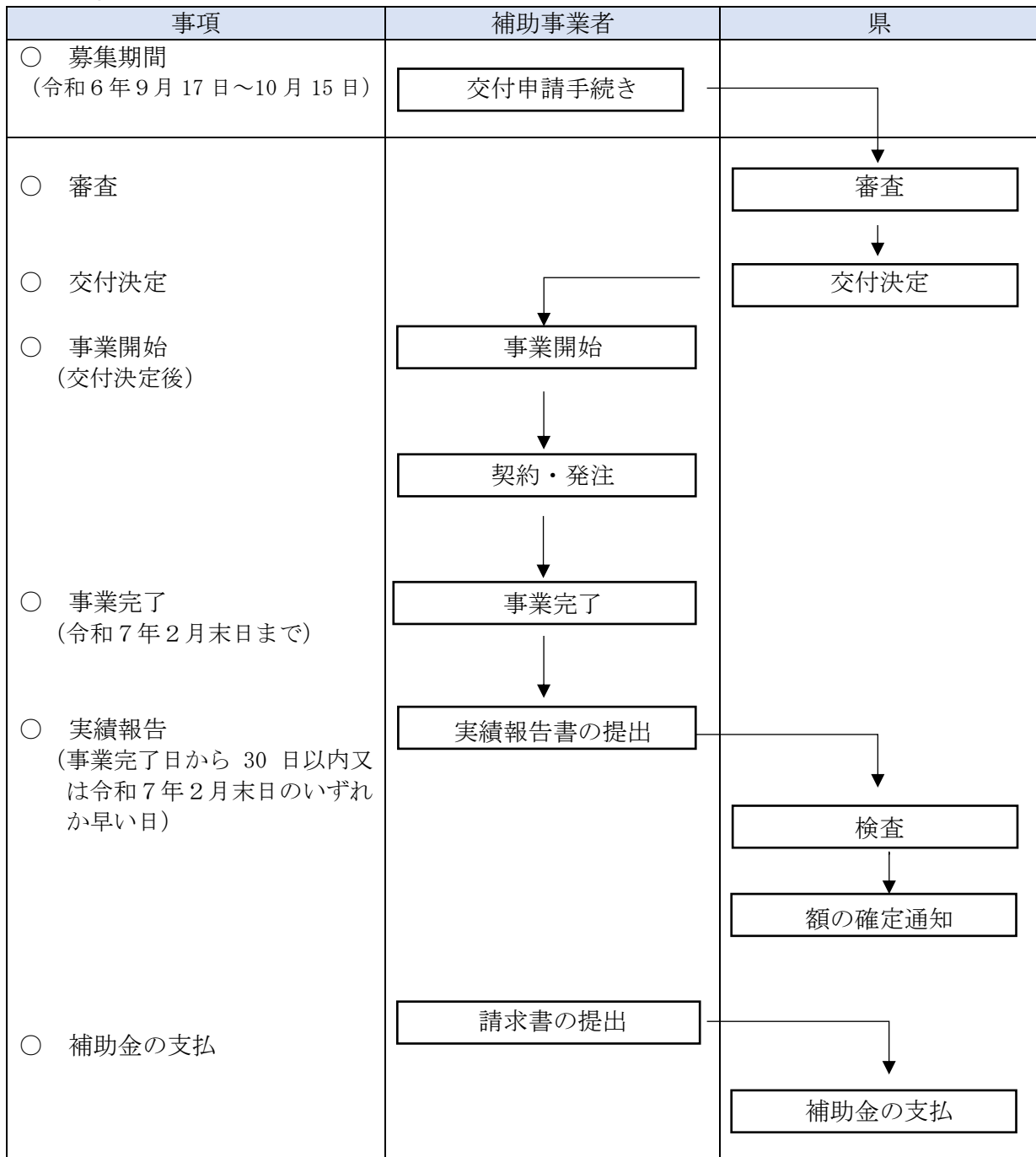
下記のメールアドレス宛にご提出ください。なお、提出にあたっては、メールの件名を「岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金 (申請者名)」としてください。

岐阜県商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係  
[c11351@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11351@pref.gifu.lg.jp)

## (4) 補助金の額の確定及び支払

- ・ 県は、実績報告書を審査し (必要に応じて現地調査を行い)、報告書の内容が交付決定の内容及び条件等に適合すると認められた時は、補助金の額の確定を行います。その後、補助事業者が提出する補助金交付請求書により補助金を支払います。
- ・ なお、補助金の支払いは、事業完了後の精算払のみとします。(概算払は行いません。)

<全体の流れ>





## 8. その他留意事項

### (1) 財産処分の制限

- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加額が 50 万以上の機械及び器具は処分制限財産となります。
- ・ 補助事業者は、補助対象事業の完了後、処分制限期間（法定耐用年数）が経過する前に処分等（譲渡、交換、貸付け、担保に供する）する場合は、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

### (2) 書類の整備等

- ・ 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度以後 5 年間保存しなければなりません。

## 9. 問い合わせ先

岐阜県商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係

電話：058-272-8835

電子メール：[c11351@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11351@pref.gifu.lg.jp)